

第3期能美市障害者計画

能 美 市

平成29年6月

第3期能美市障害者計画の策定にあたって

障がいのある人もない人もともに支え合いながら 地域で生活できる共生社会の実現を目指して

私の市政運営の基本姿勢は「市民ファースト」であり、「暮らしやすさを日本一実感できるまち」を目指してまちづくりをしていきたいと考えております。

平成29年6月に策定しました「第2次能美市総合計画」におきましては、まちづくりの基本方針の1つに“健康に、幸せな人生を送ることができる能美づくり”を掲げており、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者や障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で自分らしく活躍し、安心して暮らし続けられる共生社会を実現させるために、地域包括支援体制の構築に取り組んでいるところです。

このような状況に的確に対応するため、この度策定した「第3期能美市障害者計画」では、ライフステージと障がい特性に応じた仕組みづくり、思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり、安全・安心で人にやさしいまちづくりの3つの施策を取り組み、「障がいのある人もない人も共に支え合いながら、地域で生活できる共生社会の実現」に向けて邁進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、さらには様々な方面からご意見をいただきました関係者の皆様にお礼申し上げます。

平成29年（2017年）6月

能美市長 井出 敏朗

～「障害」のひらがな表記について～

障害の「害」を漢字表記することについては、負のイメージや不快感を抱かれる方々に配慮する必要があります。また、「害」の字をひらがな表記することについては様々な意見があり、「障害」という用語自体を変更すべきだという意見も少なくありません。

しかしながら、現時点において定着した替わる用語がないことと、計画の策定にあたり開催した各種会合での意見等を踏まえ、この計画書において本市では下記のとおり取り扱いをしています。

- 文章中の「障害」という言葉が前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。
例) 障害者 ⇒障がい者、障がいのある人
- 法令、条例、規則や固有名称等は、従前どおりの表記とします。
例) 障害者自立支援法、障害福祉サービス、広汎性発達障害、障害者週間など

【目次】

第1部 計画の概要

第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の背景	2
第1節 国の動向	2
第2節 県の動き	3
第3節 福祉制度等の動向	3
第4節 本市の障がい者施策	5
第3章 計画の位置づけと計画期間	6
第1節 計画の位置づけ	6
第2節 地域包括ケアシステムの概念の取り入れ	7
第3節 計画の期間	8
第4章 計画の策定体制	9

第2部 障がいのある人の状況

第1章 本市の現状	12
第1節 人口の推移	12
第2節 障がいのある人の状況	13
第2章 第2期障害者計画における振り返り	20
第3章 重点課題	26
重点課題1 必要な支援が行き渡るための体制整備	26
重点課題2 地域ネットワークの推進	27
重点課題3 安全・安心なまちづくりにおける体制の強化	28

第3部 障害者計画

第1章 施策の体系	31
第2章 計画の全体像	33
第1節 ライフステージと障がい特性に応じた仕組みづくり・社会づくり	35
第1項 包括的な相談支援体制の充実	35
第2項 療育・教育の推進	38
第3項 保健・医療・福祉サービスの充実	41
第4項 主体性の尊重と家族支援	44
第5項 社会参加の推進	46

第2節 思いやり・助け合いの心で育む共生の関係づくり	50
第1項 啓発活動、交流の場の充実	50
第2項 福祉教育の推進	53
第3項 地域福祉活動の推進	55
第4項 権利擁護の推進	57
第3節 安全・安心で人にやさしいまちづくり	59
第1項 生活環境に対応したバリアフリーの推進	59
第2項 多様な住まいへの支援	61
第3項 災害対策・防犯体制の充実	63
第4部 計画の推進に向けて	
資料編	
障がい福祉制度の変遷	72
アンケート調査からみえる現状	80

第1部 計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年に策定した「能美市地域福祉計画」において、「みんなで築く福祉の輪～地域の支え合いで、あたたかい地域社会の形成をめざして～」を基本理念とし、また、「能美市第二次障がい者プラン」では「障がいのある人が自立して地域で生活できる ノーマライゼーション社会の実現」を基本目標として掲げ、障がい者の施策の計画的な推進に努めてきました。

前計画である「能美市第二次障がい者プラン」の策定後、国においては障がいのある人にかかわる様々な制度改正や環境整備が行われてきました。また、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成 25 年9月に策定され、平成 26 年2月には「障害者の権利に関する条約」が発効となりました。

「第3期能美市障害者計画」は、前計画の期間が終了するにあたって、制度改正の内容や社会情勢の変化、それらにともなう障がいのある人等を取り巻くニーズの変化を捉え、障がい者施策の推進を図るための指針として策定するものです。その基本目標についても、前計画の基本目標を踏襲し、発展させ、市民・事業者・関係機関等との連携のもと、障がい者施策の推進に取り組んでいきます。

第2章 計画の背景

第1節 国の動向

国では、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。平成 25 年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。これにより、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がいのある人の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

平成 28 年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、社会的障壁の除去に対する公共機関の合理的配慮が義務化されました。同じく平成 28 年4月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が施行され、障がい者の就労意欲の高まりや短時間労働に対するニーズへの対応を図り、中小企業における障がい者の雇用促進、短時間労働に応じた雇用率制度の見直し等について取り決められました。さらに、平成 25 年9月には、国において「障害者基本計画（第3次）」が策定され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な方向が示されました。

平成 30 年 4 月の施行（一部）に向けて「児童福祉法」において改正案が示され、障がい児支援の強化に向けて、施設・事業において児童福祉法による根拠規定が一本化することが掲げられ、発達支援サービス・関係機関の連携の強化や障害児福祉計画の策定などについて定められました。

わが国では、平成 32 年に東京オリンピック・パラリンピックを控え、障がい者等における理解の促進として、「障害者差別の解消に向けた啓発活動の充実」を掲げ、「心のバリアフリー」の実現を全国的に広げていきたい考えが示されました。

第 2 節 県の動き

石川県では、平成 26 年 4 月に「いしかわ障害者プラン 2014」を策定しており、障がいのある人もない人も自立と社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を活かせる環境の整備、障害福祉サービス等の充実、安全で安心して住みやすいまちづくりに視点を置き、施策の推進に取り組んでいます。

「いしかわ障害者プラン 2014」は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に掲げ、基本目標としては「共生社会の実現」、「能力・適性が発揮できる社会の実現」、「支援体制の整備」を定めています。

第 3 節 福祉制度等の動向

■障害者の権利に関する条約

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成 26 年 1 月にこの条約を批准し、2 月から効力が発せられました。

平成 23 年の「障害者基本法」の改正においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、日常生活または社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるという考え方のもと、障がいのある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれたことや「差別の禁止（合理的配慮義務）」などが新たに規定されました。

■障がい児支援の強化

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、これまで障害者自立支援法と児童福祉法に分かれていた障がい児を対象とした施設や事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。また、地域の療育支援の中核施設として、児童発達支援センターが位置づけられました。

平成 30 年 4 月の施行（一部）に向けて「児童福祉法」においては改正案が示され、基本的な考え方において「身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、引き続き、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る」ことが掲げられています。

■障害者虐待防止法の施行

平成 24 年に「障害者虐待防止法」が施行され、市町村に「障害者虐待防止センター」を設置し、事実の確認や虐待の認定、一時保護、支援方針の策定などを行うことが定められました。

■障害者差別解消法の施行

行政機関や民間事業者等における障がいを理由とする差別による権利侵害を禁止するほか、社会的障壁の除去の必要性が要請された場合に、その実施に向けた合理的配慮（行政機関：法的義務、民間事業者：努力義務）がされなければならないと規定されました。

■改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年から雇用分野における障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供が定められ、平成 30 年から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

第4節 本市の障がい者施策

本市の取り組みとしては、福祉総合支援センターと関係機関との連携により、支援体制の構築が図られつつあります。福祉就労や一般就労に向けた支援を強化していますが、一方で事業者や各機関との連携の強化、作業訓練の場による地域活動の拠点の支援が必要となっています。

また、障がい者理解・啓発に関する事業においては、広く一般市民を対象とした事業を継続していく必要があり、障がい者に対する差別や偏見の解消の推進が求められています。

本市では、障がいのある人もない人も、お互いの個性を認め合い尊重し、同じ地域の一員としてともに生きる「共生社会」を目指し、「障がいのある人が自立して地域で生活できる ノーマライゼーション社会の実現」を基本目標として障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画は、前計画を踏襲し、地域における障がい者ニーズの把握や各種施策の方向性を見直します。また、障害福祉計画との整合性を見直しの時期を合わせることによる計画推進を強化するため、計画期間を「第6期能美市障害福祉計画」の終了年度に合わせた7年間とし、両計画を同時に見直せるように変更するとともに、今後の障がい者施策を効果的に進められるよう、「第3期能美市障害者計画」を策定しました。

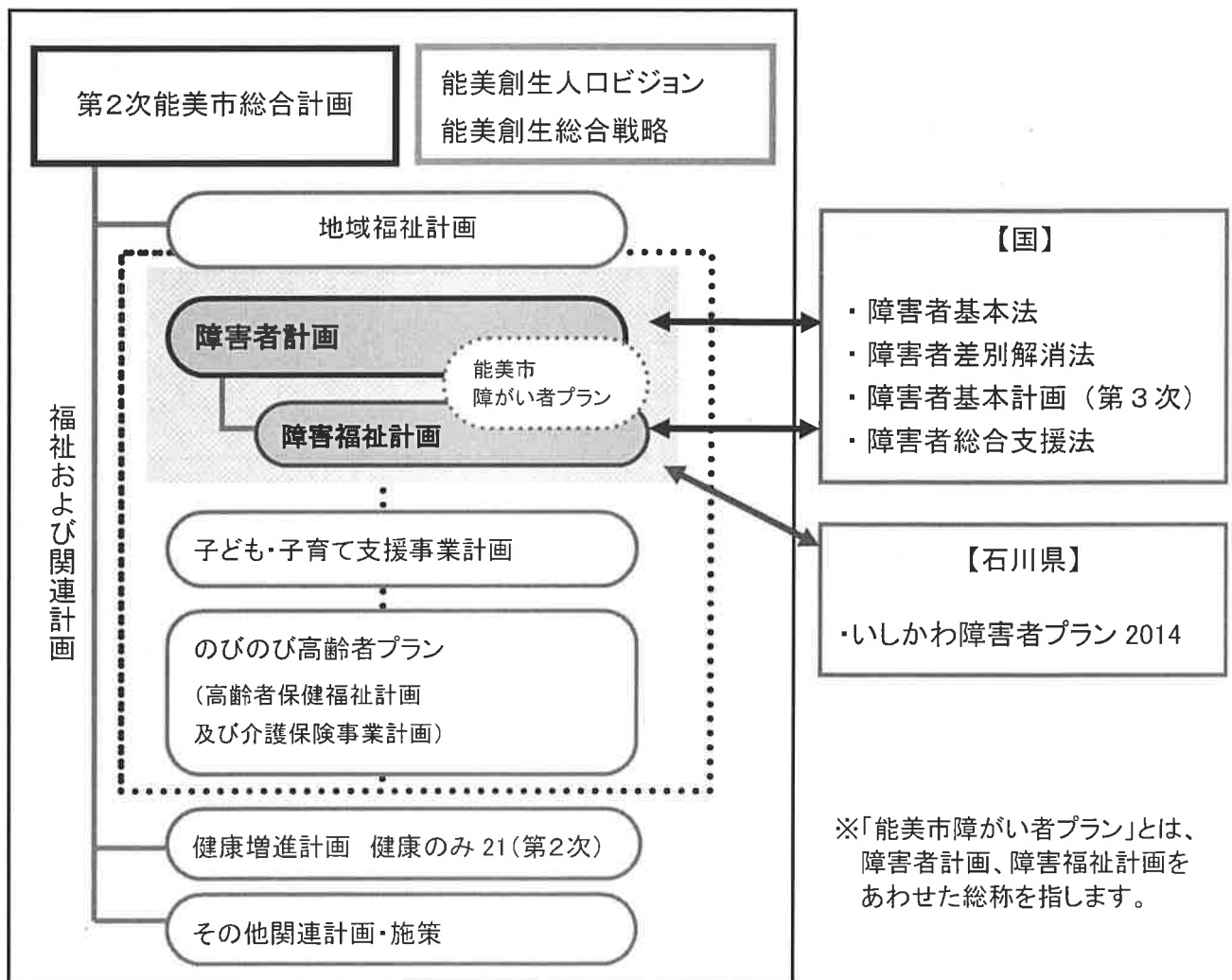
第3章 計画の位置づけと計画期間

第1節 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第2次能美市総合計画」を踏まえつつ、「第三次能美市地域福祉計画」と共通の理念をもつ対象者別の計画として策定するものであり、障がいのある人にかかわる保健、医療、福祉、教育などの施策の基本方向を分野ごとに明らかにするための計画として位置づけられます。

そのため、高齢者の福祉計画である「のびのび高齢者プラン」や児童の福祉計画である「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と相互に連携したものであるとともに、国の「障害者基本計画」や、県の「いしかわ障害者プラン2014」等の関連計画と整合性を図るものとします。

●他計画との関係

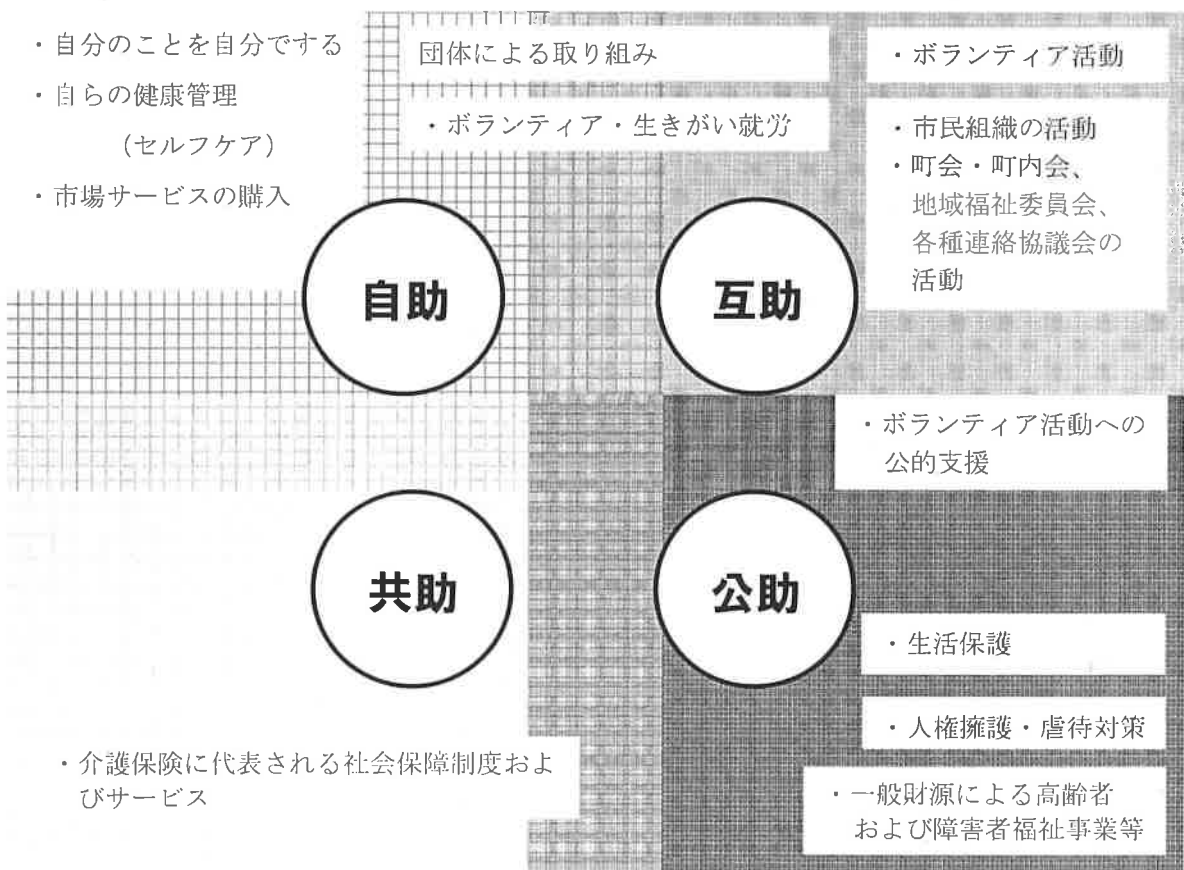


第2節 地域包括ケアシステムの概念の取り入れ

地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」とされており、国は、地域包括ケアシステムにおいて、地域生活を支える要素として①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援の5つを挙げています。

また、地域包括ケアシステムは、地域に暮らす一人ひとりの暮らし方に関する選択と心構えを前提に、多様な関係主体がネットワーク化を図ることが必要不可欠であり、高齢者、障がいのある人、ひきこもり等の様々な分野において、制度の狭間で支援が届きにくい人や、その家族の生活も考慮した視点で、複雑・多様化したニーズを捉え、自らが主体的に参加し、生きがいを持って、その力を発揮できるような環境づくりが求められています。

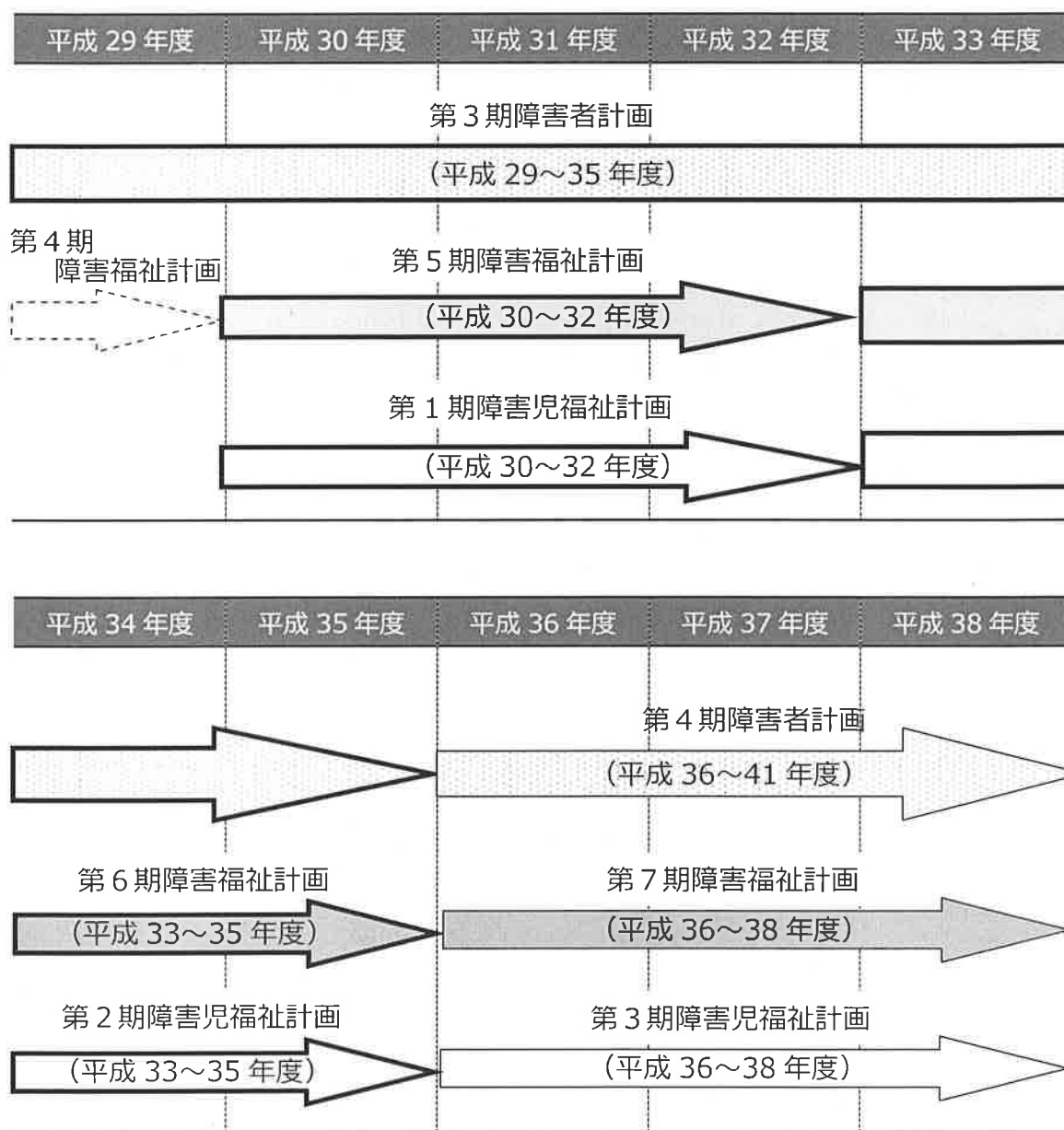
そこで、支援対象者に応じて、それぞれの制度で対応していくことを基本としつつ、多様なケースに対応していくために、ワンストップで横断的な包括的な相談窓口（総合相談体制）の設置が求められており、また地域福祉全体の中の障がい者分野という枠組みだけではなく、より総合的な対応ができるように制度をつなげていくことが重要です。



資料：厚生労働省 地域包括ケアシステムの実現に向けて 平成 25 年 3 月地域包括ケア研究会報告書より作成

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 35 年度までの7年間とします。平成 32 年度の「第5期障害福祉計画」の終了に合わせて、「第3期障害者計画」の見直しを行い、「第6期障害福祉計画」の策定を行います。次いで、平成 35 年度に「第3期障害者計画」および「第6期障害福祉計画」の更新を行い、「第4期障害者計画」、「第7期障害福祉計画」を策定するとともに、「第3期障害児福祉計画」を策定することとし、障害福祉計画との整合性を図ります。



第4章 計画の策定体制

